

○高砂市就学援助規則

昭和55年4月1日高教委規則第5号

改正

平成16年3月31日高教委規則第6号

平成19年12月28日高教委規則第3号

平成19年12月28日高教委規則第5号

平成28年3月2日高教委規則第1号

高砂市就学援助規則

(目的)

第1条 この規則は、経済的理由により就学困難な児童及び生徒について、その保護者に対し、就学に係る費用の一部を援助することとし、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「児童」とは、高砂市立小学校に在学する学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童をいう。

2 この規則において「生徒」とは、高砂市立中学校に在学する法第18条に規定する学齢生徒をいう。

3 この規則において「保護者」とは、法第16条に規定する保護者をいう。

(受給資格)

第3条 就学援助を受けることができる者は、児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮し、高砂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める認定基準により援助を必要と認める者

(援助費の種類)

第4条 就学援助費の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学用品費、通学用品費及び校外活動費

(2) 新入学児童生徒学用品費等

(3) 修学旅行費

(4) 体育実技用具費

(5) 学校給食費

(6) 医療費

2 前条第1号に該当する保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者は、前項第3号及び第6号に掲げる就学援助費以外はこれを受けることができない。

(援助費の額)

第5条 就学援助費の額は、予算の範囲内で教育委員会が定める。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者は、別に定める様式により教育委員会に申請しなければならない。

(認定通知)

第7条 教育委員会は、前条の規定により申請があつた場合は、審査を行い、その認定の可否を当該保護者に通知しなければならない。

(給付方法)

第8条 就学援助費は、認定を受けた保護者に対し給付するものとする。ただし、第4条第1項第6号の医療費については、教育委員会が学校長を経て医療機関又は薬局の請求を受け、直接医療機関又は薬局に支払うものとする。

(学校長への委任)

第9条 前条本文の規定にかかわらず、認定を受けた保護者は、就学援助費に関する執行について学校長に委任することができる。

2 前項の委任を受けた学校長は、善良なる管理者の注意をもつて事務を処理し、執行の内容について教育委員会に報告しなければならない。

(受給者の責務)

第10条 就学援助を受けている保護者は、この規則に定める目的及び趣旨に従い、給付を受けたものを公正かつ効果的に使用しなければならない。

(認定の取消し及び給付の返還)

第11条 就学援助を受けている保護者は、就学援助の対象となつている児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 高砂市以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校へ転学したとき。
- (3) 就学猶予又は就学免除により就学援助を必要としなくなつたとき。
- (4) その他就学援助を必要としなくなつたとき。

- 2 教育委員会は、就学援助の対象となつている児童又は生徒が前項各号に該当するに至つたときは、直ちに就学援助の認定を取り消すものとする。
- 3 前2項の規定は、保護者が第3条第1号又は第2号に該当しなくなつた場合について準用する。
- 4 教育委員会は、就学援助を受けている保護者が第10条の規定に反していると認めるときは、その保護者に対し、就学援助の認定を取り消し、給付したものの返還を命ずることができる。
(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日高教委規則第6号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高砂市就学援助規則の規定は、平成16年度分以後の就学援助費について適用する。

附 則 (平成19年12月28日高教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月28日高教委規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日高教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。